

利用者のために

1 調査目的

本調査は、農振農用地区域内の耕地及び耕作放棄地等の実態並びに農道の整備状況を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における農地の有効利用の促進に係る施策の工程管理及び農道整備事業の計画的な実施に必要な資料とすることを目的としている。

2 調査の対象

農振農用地調査：全国の1,674市町村を対象とした。
農道整備状況調査：全国の1,826市町村（東京都特別区を含む。）を対象とした。

3 調査の時期

農振農用地調査：平成19年12月1日現在
農道整備状況調査：平成19年8月1日現在の整備状況について、19年12月に調査した。

4 調査の根拠

本調査は統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく届出調査と実施した。

5 調査の方法

往復郵送調査により実施した。

6 集計方法

各市町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

7 目標（実績）精度

この調査においては、目標精度は設定していない。

8 統計表の数値について

- （1）表示単位未満を四捨五入したため、内訳の積み上げ値と計とは必ずしも一致しない。
- （2）統計表に用いた符号は、次のとおりである。
 - 「－」：事実のないもの
 - 「0.0」：単位に満たないもの

9 用語の解説

農振農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に基づき、市町村が農業振興地域整備計画を定めた区域のうち、同法第8条第2項第1号に基づく農用地等として利用すべき土地の区域の指定のある区域をいう。
耕 地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。
耕 作 放 棄 地	以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地のことをい

	う。 また、多少手を加えれば耕地になる可能性があるものをいう。 ただし、「耕作放棄により原野化している土地」は耕作放棄地に含まない。 具体的には以下のとおり。 (1) 物理的、経済的に見て耕地になる可能性がないもの 農業用機械による耕耘等だけでは、すぐに作物の栽培ができる状態にならないものをいう。 ア 田及び畑にあつては、多年性雑草や灌木が繁茂し、トラクターや耕耘機といった農家が通常保有している農業用機械では耕起が不可能なもの イ 樹園地にあつては、アに該当する場合のほか、改植を行わなければ通常の作物栽培ができない状態のもの (2) ほ場整備を実施していないもの 次に該当しないものをいう。 ア 田にあつては、30a程度以上の区画整理（区画形質の変更及びこれと一体的に水路・道路等の新設・変更を行う整備）を実施したもの イ 畑及び樹園地にあつては、当該農地の付随する水路・道路等の新設・変更等の整備を実施したもの
採 草 放 牧 地	原野及び耕作放棄地等耕地以外の野草地で恒常的に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧（柵のないところに牛や馬を綱でつないで飼うこと。）に利用した土地をいう。
耕 作 放 棄 地 率	農振農用地区域のうち、耕作放棄地の占めるの割合をいう。
農 道	調査期日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路をいい、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路、林道、漁港関連道路及び農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。
一 定 要 件 農 道	市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。
舗 装 済	農道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は含めていない。
舗 装 率	農道延長距離のうち、舗装済距離の占める割合をいう。

トンネル部	農道に係るトンネル部をいう。
橋梁部	農道に係る橋梁部で、橋長15m以上のものをいう。
管理主体	農道を実質的に維持・管理しているものをいう。 また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含み、「森林組合等」には、生産森林組合、森林組合連合会等を含む。

10 全国農業地域

全国農業地域の表章区分は、次のとおりである。

全国農業地域	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

問い合わせ先

- ◎ 本統計調査結果について
連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班
電 話：03(3502)8093
- ◎ 農林水産統計全般について
連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部
統計企画課 広報普及班
電 話：03(6744)2037